

応募期限：令和8年1月19日（月）までにお願いします

「鳥取県耐震改修促進計画の改定案」について 皆様のご意見をお寄せください

鳥取県では、昭和56年5月（住宅は平成12年5月）以前の耐震基準で建築された建築物の耐震化を計画的に進めるため、「鳥取県耐震改修促進計画」を策定しています。

本年7月17日の国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の改正を受け、令和3年度に改定した県耐震改修促進計画について、住宅・建築物の耐震化の目標、耐震化に係る施策等の見直しを検討していますので、県民の皆さまのご意見をお寄せください。

—計画案の概要—

1 計画期間

- 令和8年度から令和12年度の5年間

2 耐震化の目標の見直し

- 令和7年度の耐震化進捗状況を踏まえて、令和12年度末の目標を以下のとおりとします。

住宅耐震対策率 ^(※1)	現状 R7年度:87% → 目標 R12年度:92%
要緊急安全確認大規模建築物 ^(※2) 耐震化率	現状 R7年度:81% → 目標 R12年度:概ね解消

※1 耐震化(耐震改修)と減災化(命を守る対策)を組み合わせた「耐震対策率」を新たに設定。

※2 多数の者が利用する3階かつ床面積5,000m²以上の建築物等

3 目標達成に向けて重点的に取り組む施策

- 以下の3つの方針で取り組みを強化します。

方針1:住宅所有者への直接的な働きかけ

- 「耐震ケースマネジメント」によるフォローアップ
 - 建築士等の専門家派遣による相談等のフォローアップの実施。
- 地域の実情に応じた耐震化を促進する区域の設定
 - 特に住宅の耐震化を図る必要のある区域について、耐震化重点区域を設定。

方針2:命を守る耐震対策の促進

- 高齢者、障がい者等の即時避難が困難な方に対する支援の強化
 - 耐震シェルター等を設置した住宅の見学会等を活用した普及啓発。

方針3:耐震化等に取り組みやすい環境整備

- 民間事業者と連携した支援
 - 建築関係団体等と連携し、技術的な相談に対応する窓口の開設、専門家派遣、技術者育成等の支援体制を構築。
- 住宅のリフォーム等に伴う耐震化の推進
 - 診断から耐震改修までの一括実施を柔軟に支援し、手続きを簡素化・迅速化。
- 耐震化のきっかけとなるPRの促進
 - 民間事業者による耐震化に係る広報を支援。

計画案（概要版）の閲覧方法

- 県庁住宅政策課のウェブページからダウンロードできるほか、県庁県民課、中・西部総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部地域振興事務所、八頭県土整備事務所、県立図書館及び各市町村役場でも閲覧できます。
- ウェブページアドレス：<https://www.pref.tottori.lg.jp/325896.htm>
- 郵送をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。



QRコード

応募方法

- 電子メール、県のウェブページ応募フォーム、郵送またはファクシミリでお寄せいただくな、意見箱への投函（上記県の機関）および市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- 提出される様式は自由ですが、このチラシもご利用になれます。

結果の公表

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてウェブページ等で公表します。

《応募・問合せ先》

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

郵 送：〒680-8570（所在地記載不要）
電 話：0857-26-7697
ファクシミリ：0857-26-8113
電子メール：jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp

「鳥取県耐震改修促進計画の改定案」に対する 意見応募用紙

《応募先》

鳥取県庁 住宅政策課（〒680-8570 所在地記載不要）

電話：0857-26-7697

ファクシミリ：0857-26-8113

電子メール：jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp

ご意見記載欄

（15行用紙）

ご意見ありがとうございました。

差し支えなければ、下記にもご記入ください。

お住まいの市町村	鳥取県	市・郡	町（以下、不要）
年代	<input type="checkbox"/> 10歳代	<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代
	<input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 60歳代	<input type="checkbox"/> 70歳代
			<input type="checkbox"/> 40歳代
			<input type="checkbox"/> 80歳代以上